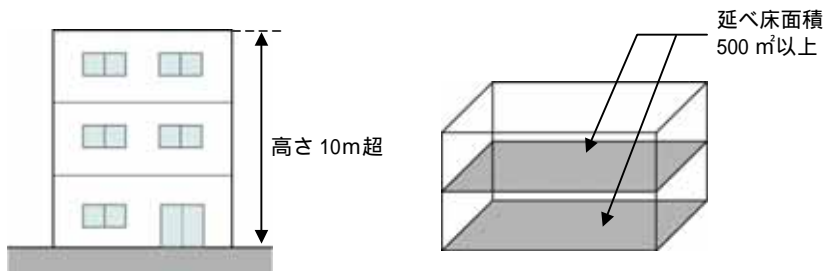
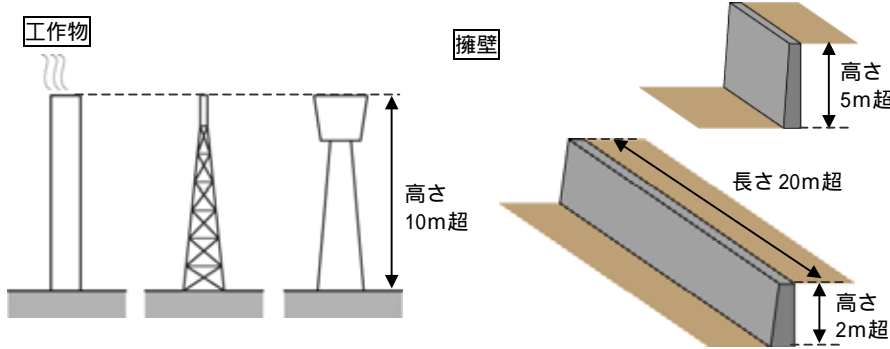
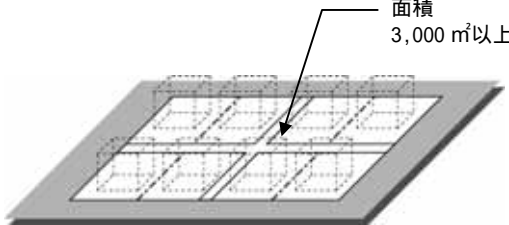
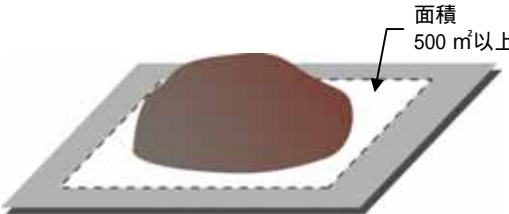


4 届出対象行為及び手続

(1) 届出対象行為

景観法及び景観条例に基づく届出対象行為は、次のとおりです。

対象行為	対象規模
<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>・ 高さが10mを超えるもの又は延べ面積が500㎡の建築物</p> 
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>次に掲げる工作物のうち高さが10mを超えるもの（擁壁については、高さが5mを超えるもの又は高さが2mを超えるもので長さが20mを超えるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第138条（第1項第2号を除く）に規定するもの ・ 鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 
<p>開発行為</p>	<p>・ 開発行為に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上のもの</p> 
<p>土石等の堆積</p>	<p>・ 土石、廃棄物の堆積で、堆積の期間が60日を超え、かつ、その土地の区域の面積が500㎡以上のもの</p>  <p>良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものその他の特別な理由があるものとして規則で定める行為を除く。</p>

届出対象行為の詳細については、伊勢原市景観条例の別表を参照してください。

景観重点地区に指定された地区については、届出対象となる行為が別途定められることがあります。

(2) 手続

手続の流れ

景観法及び景観条例に基づく事前協議や届出に関する手続の流れは次のとおりです。

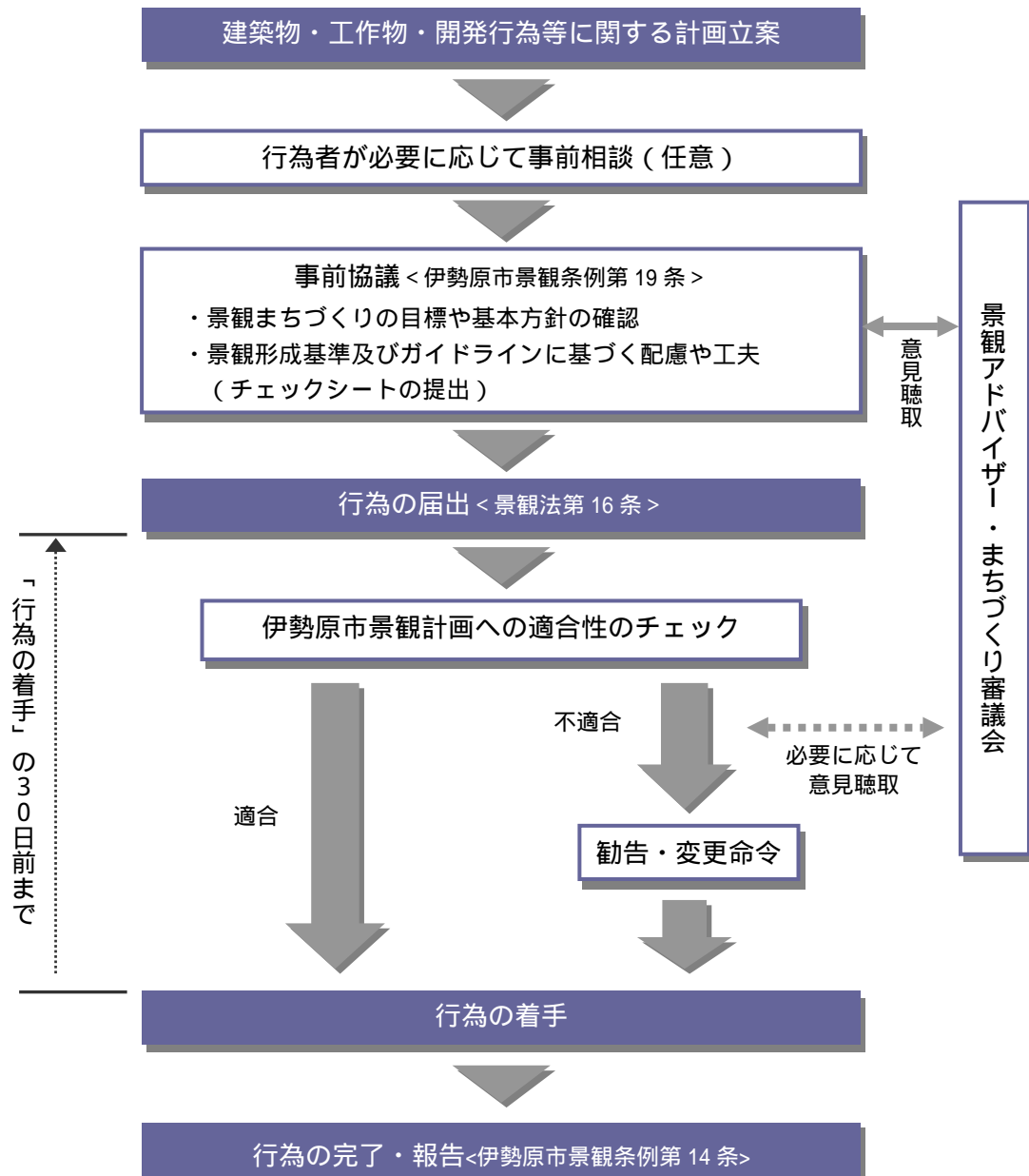


図 - 事前協議や届出に関する手続の流れ

チェックシートの活用

チェックシートは、「行為の概要シート」、「チェックシート- 方針 / ガイドライン」で構成されています。

必要事項を記入して、事前協議の協議資料として提出してください。

なお、届出対象でない行為についても、自主的な景観まちづくりを行うツールとして有効に活用してください。

行為の概要シート	対象となる行為の概要（行為者、行為地、工期など）と、行為地における景観まちづくりの目標や基本方針、また景観ガイドラインにおける該当項目を確認して記入するシート
チェックシート 方針 ガイドライン	景観まちづくりの基本方針やガイドライン項目に基づき、配慮や工夫した内容を記入するシート 方針：行為の企画・計画段階で、行為地に、どのような景観まちづくりの方針が定められているのかを確認する内容 ガイドライン：設計・施工・維持管理段階で、具体的に配慮する事項について、確認する内容